**大規模修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額制度（概要版）**

【概要】

　　マンションの長寿命化を促進させるため、一定の要件を満たすマンションにおいて、

　令和５年４月１日から令和７年３月３１日までに長寿命化に資する大規模修繕工事が

　完了し、かつ、工事が完了した日から３か月以内に申告したものに限り、翌年度の固定

資産税（建物部分）の３分の１を減額します。

【減額要件】

・築後２０年以上が経過している総戸数１０戸以上のマンションであること

・大規模修繕工事（外壁塗装等工事、床防水工事及び屋根防水工事）を過去に１回以上、適切に行っていること

・長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

【減額内容】

居住用部分のみで、１戸あたりの床面積が１００㎡相当部分までについて、固定資産税

の３分の１を減額します。※都市計画税には、この減額の適用はありません。

【減額される期間】

大規模修繕等が完了した年の翌年度の１年間が適用されます。

【添付書類】

**■共　通**

・大規模修繕等が行われたマンションに係る固定資産税の減額申告書（第９８号様式）

・総戸数を確認できる書類（設計図等）写しも可

・大規模の修繕等証明書（写しも可）

・過去工事証明書（写しも可）

**■区分に応じた書類**

**管理計画認定マンションの場合**

・管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し

・修繕積立金引上証明書（写しも可）

**助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合**

・助言・指導内容実施等証明書（写しも可）

【申告期限】

工事完了後の３か月以内

＜申告先＞池田市総務部課税課

072-752-1111

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　家屋担当　内線286・287